

授免與狀御披露

|| 初許の部 ||

西丸八重子
淺田たけ子

|| 中許の部 ||

光柳亭一櫻 間宮雪子
光櫻亭一心 櫛田トキ子
清花亭一番 熊谷たか子
光花亭一挑 草野トミ子
松光亭一清 村松琴子

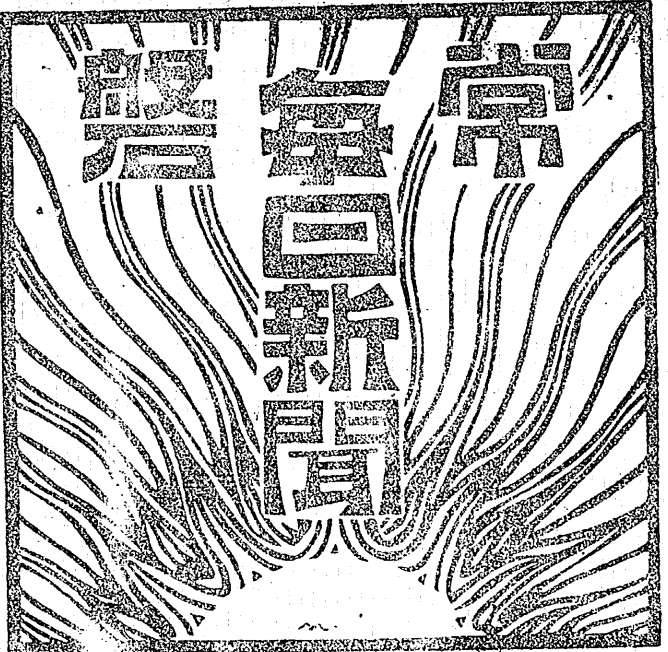
|| 奥許の部 ||

春月庵一鷹 猪狩かつ子
光月庵一福 矢内しげ子
清月庵一松 渡邊よね子
清月庵一柳 大河原かね子

右は夫々古遠州流生花華道熟達候に付き此程免狀授與候間及御披露候也

古遠州流生花 授教 奥山千賀子

小原流盛花 雅名 雪月庵一華
奥山光華
磐城平仲町十六番地



刊夕日四十二月九

日刊 發行兼編輯人 川崎文治 本社下町番地(電話六三〇番) 印刷所 岩盤毎日印刷所

定一部金貳錢 廣五號十二行 休日曜大祭 福島市石城郡平町長橋町三五番地 發行所 常盤毎日新聞社 電話六三〇番

肉盤其まの高級ビクターレコード枚150枚 日本物と音楽 蓄音器針は ビクター針先 一度御試聴下さい

蓄音器・貴金屬
會田時計店
平町四(電三六三)

スター好ナフ トール 着尺 ナフトール實 用向フトン地 秋物 入荷 平町 龜田屋 電五七

學生服入荷
種々取揃へました 大勉強いたします 小供洋服は意圖より其他特別格安もの多数是非御出下さい

十字屋洋服店
平停車場前通り

優る最新型腕巻時計

十型	十石入上アングル	7.50	錢
九型	十石入上アングル	11.00	圓
全15	十石入上アングル	9.50	圓
全15	十石入上アングル	13.40	圓
八型	十石入上アングル	12.00	圓
全15	十石入上アングル	15.00	圓

十八金側 金質保證

十型	十石入上アングル	12.50	圓
全十五	十石入上アングル	18.50	錢
九型	十石入上アングル	15.00	圓
八型	十石入上アングル	17.00	圓

前店商屋釜目丁五 用御省道鐵
店計時堂光金
(番六三七話電)

小生儀先般病氣に罹り其の後静養の必要を認め一時歸郷罷在候處爾來幸に經過良好全く舊に復し候に付此度歸平の上左記事務所を定め從前の通り一般訴訟事務を取扱候間倍舊の御高顧を垂れられ度此段謹告仕候

昭和三年九月廿二日
福島縣石城郡平町字田町 十九番地(末廣向側)
辯護士 漆畑元吉
電話一〇八番

永久不變 平町三丁目
美術引伸 **齋藤寫真館**
寫真專門 (電話呼三五九番)
獨逸最新式高級機械設備

セメント 壁用材料 コールタール ペンキ塗料 板ガラス

磐城セメント株式會社 代理店 **西村屋藥舖**
平町二丁目(電三)

常盤論壇 嚴正なる 御觀察に訴ふ 福島縣染物業組合長 菅野七五三之助

御大禮博出品物決定問題に付ては聲明書に於て詳細發表したから、工業試驗場長が去る十五日發表した、民友新聞の記事には應酬の必要がないと思ふ特に私と場長と質問の際には幸にも出品者側の一人が會し、其翌日同人に會したるに同人も場長の態度並に論旨を聞きながらのだから、嘆息しつつ

ありしを見て別々に民友新聞紙上の記事に反駁の要を認めないが然し左の五項に對しては各位の嚴正なる御批判を乞はんとするものであります、怠慢、無能果して何れに該當すべきであるかを。

私は本間場長が染物指導者として定見と抱負を有するや否やを疑ふものでありまして、試驗場長の要職にある人は須らく縣染物業の現勢を達觀しその向上發展に導くやう常に努力せねばならぬ人であるにも拘はらず今回の如き出品十六點が縣勢より陳じて其の大部分は

節絹の出品としても其内の幾分をして他方面の開拓餘地ある有望物に振當てる事が斯業發展上から見て縣商工技術者として當然取るべき任務であつたと信ずる。然るに場長はこの舉に出でざるはその失當も甚だしいものと言はざるを得ない、此の如き無定見なる場長が去る十五日民友新聞に意見を吐いた左の五項に對して其責任何れにあるかを論じて各位の御批判を乞はんとするのであります

三百有餘の選手が 必勝を期して闘ふ

昨日の石城青年体育大會 昨年のレコード突破

既報石城聯合青年團體育大會は昨日午前九時半から練成中學校グラウンドに於て開催された。喇叭の音を以て開催の開始を告げ、先頭に歩武堂三

- 此競技** は明治神宮に出場すべき本縣豫選に參加権を握るかに決するものだけに選手は必勝を期して意氣軒昂それにコンディションもよくレコードは昨年を遙かに凌駕するの好成績を示し午後三時半唐土團長より各優勝者に
- 賞品を** 授與し萬歳を三唱して散會した因に各決勝戦の優勝者は左記の如くである
- 百米**
- 一等 西田武夫(湯本)
 - レコード十二秒
 - 二等 坂本新一郎(江名)
 - 坂本新一郎(藤原)
 - 三等 高木常彌(藤原)
 - 二百米
 - 一等 坂本新一郎(江名)
 - 廿四秒五分の二
 - 二等 齊藤安之丞(小名濱)
 - 高木常彌(藤原)
 - 三等 芳賀紋次郎(同)
 - 箱崎敏榮(高久)

脱走犯直治が 悪業を働いた數々

破藏犯や金庫窃盜 高いびきで平然と眠る

既報石城郡小名濱町を徘徊中逮捕された列車脱走犯人前科三犯山内直治(三九)は其後平然たる態度で係官を煙に巻き逃走後殆んど眠らなかつたからゆつくり寝かせてくれと高聲をかいて寢て居たが昨日平區裁判所から中谷豫審判事書記と共に平署に出張嚴重取調ぶる處あつた因に直治の犯罪事實を自白の順序に記載すれば左記の如くにて破藏犯や

謀し忍入多數人の就寢中の枕邊床の間に置いたトランク二個及び室内に掛けてあつた洋服のポケットから現金計圓と金銀付十六型金剛懐中時計金ぶら眼鏡、短靴、空氣枕、現金三百圓在中のトランクを窃取△九月十日午後十一時頃石城郡好間村字關の上雜貨商強口唯七郎方流し元の雨戸が開いて居る處より忍入り現金を窃取せんとせしむる當らず勝手元から箱を盗んで食ふ△九月十日午前一時頃同郡内郷村大字小島字天の田雜貨商沼田庄藏方居宅床下より忍入り現金七圓在中の手提金庫を窃取△九月二日午前零時頃警崎村大字藤原一本木質屋相田屋の流し元の雨戸を外して忍入り七圓在中の錢箱を盗む△九月十三日午

前零時半頃内郷村大字高坂字大平農小林三郎方土藏の壁を破り二階の簞笥の中から明治四十年頃の大型五十錢銀貨ばかりで十五圓あつたのを盗む△九月十八日午後十時頃赤井村大字西小川字瀧の作佐藤仁作方物置から錢傘を窃取△九月十九日午後十時頃同村字蓮田雜貨商鈴木定勝方から酒四合サイダー一本、敷島二個帽子一個ゴム草履一足其他を窃取△九月廿日午前一時頃内郷村大字綴字金谷農齊藤鶴吉方表戸を開き鍵を食下駄短靴を窃取し歸る△九月廿一日午前零時頃同村沼尻雜貨商廣木春之丞宅雨戸の錠を外したが手差し入れられて果さず逃走△九月廿二日午前〇時同村一の

坪佐藤リン方裏手から番傘を二取△八月廿七日頃午前一時北會津郡神指村大字黒川雜貨商姓名不詳の家に栃木縣生れの緑川と稱する二十四才位一男と共に謀十四圓在中の財布二個金剛腕巻時計を盗み時計は其犯者に與へ現金は頭分けにした

少年庭球 昨日の結果

同業警城新聞社主催石城郡下少年庭球大會は昨日午前九時半から舊平商校庭に於て開催成績左記の如くにて優勝旗は澤渡小學校の獲得する處となつた

- 一等澤渡、二等赤井、第三、三等好間第一、四等小川、五等警崎



女子青年團 明日發起人會

大典記念に女子青年團を組織しやすいつ時ですが下痢や起しやすいつ時ですが下痢や

下痢腹痛の療法

生理作用で癒す

一才した事で下痢や腹痛を起しやすいつ時ですが下痢や

腹痛を催しましたら先づ服薬する前に次の方法を行ひますと効果があります、男枕を二つ重ねるか座市團を二三枚を二つに折つて重ねその上へ腰の部分のせて仰向けに寝ますと身體の上半身と下半身は中ブラリとなつて体が弓の様になりますから腰は充分に浮び腹部

は緊張します、此の状態では五分間辛抱しましたら生理的作用で全快するもので、勿論病氣は神経が手傳ひます故精心理療法の効果も顯著ですから自分の心持も快癒したと自信して静かに起き上ります、勿論頭や手足を疊に付けてはいけません。

住所不定千葉縣東葛飾郡小金町生れ鋸目立森川正義(三九)は大正元年十二月千葉裁判所に於て強盜罪により懲役十五年に處せられ昨年八月廿五日釧路刑務所より放免せられ其後諸方を徘徊し石城郡に入り込み本日前十時頃小名濱町にて長谷場駐在巡查に誰何されたが暖昧の所が多かつた爲め平署に引致し指紋を取つた處免れぬと觀念したものの千葉縣や埼玉縣で日本刀を抜き脅迫せる旨自白に及んだので引續き嚴重取調中

來るべき御大典及御成婚の二大盛儀に献上冀望の爲本年五月以來平町草野順平、諸根樟一、諸橋元三郎、の諸氏にて協力編纂せる『警城史料副版集成』は豫ねて東京にて謹製中の處昨日を以て五百部出版を見るに至り夫々献上の手續中なるが殘部は縣下の一般教育界有志學者等に實費五圓にて頒布すべく、又内容は悉く貴重なる本郡郷土史の參考圖凡そ百九十葉を掲載する申込所平町(電話八〇七番)郷土社宛

電話の消毒器 電話機の送話口が極めて不潔なものであつて常に種々病菌の媒介を爲す事は餘りに知られ過ぎた明瞭な事實である、其處で今度二葉式消毒器と云ふものが發明された平町長橋町三十番地三榮商會營業所に申込み此の器具を貸與し無料で取付けてくれるとして一ヶ月僅か四十錢で毎月消毒液の取り代へに所員が出張してくれるのである公衆衛生の上から各家庭は率先して取付けなければならぬ

指紋を取られて 觀念し強盜を自白 小名濱で又も捕り者

献上圖集 實費は五圓

女房の前で 催促されて 憤慨の餘り乱暴

- 二等 山口鏡太郎(泉)
- 三等 花澤行雄(平)
- 四等 作山鋼平(江名)
- 五等 石塚福二(好間第一)
- 相撲

平町古鍛冶町居住平機關庫助手小野三郎(三九)は同町飲食店佐藤兵四郎にビールや刺身の飲食代を女房の前で手強く催促されたを憤慨し廿一日午後五時頃前記飲食店に押込み行き兵四郎を毆つて全治一週間の傷害を與へ店の徳利や井等を投げつけて破壊する等亂暴を働いたので毆打及び器物毀棄にて此程平署に告訴され目下取調中

坪佐藤リン方裏手から番傘を二取△八月廿七日頃午前一時北會津郡神指村大字黒川雜貨商姓名不詳の家に栃木縣生れの緑川と稱する二十四才位一男と共に謀十四圓在中の財布二個金剛腕巻時計を盗み時計は其犯者に與へ現金は頭分けにした